

第7章

緑地の保全及び緑化の施策の重点化

- 1 重点施策
 - (1) 公園緑地の整備・保全の推進施策
 - (2) 都市緑化の推進施策
- 2 リーディングプロジェクト
 - (1) 三大谷戸の保全をめざした施策の展開
 - (2) 身近な公園への未到達区域の解消
 - (3) 樹林地保全のための総合的施策の推進
 - (4) 低炭素まちづくりをめざした緑化推進
- 3 緑化重点地区
 - (1) 片瀬・村岡地区
 - (2) 辻堂地区
- 4 みどり基金の適正な運用
 - (1) 基金の現状
 - (2) 今後の運用方針



緑の基本計画

第7章 緑地の保全及び緑化の施策の重点化

緑地の保全や緑化を推進するには、関連する施策を総合的に展開していく必要があります。

ここでは、本市の緑の現状、課題を踏まえ、計画目標の実現に向けて優先的に取り組むべき重点施策を掲げ、さらに先行的に実施すべきリーディングプロジェクト(※)を示します。

(※) 計画の効果を高めるために重点的かつ優先的に取り組むべき事業

7-1 重点施策

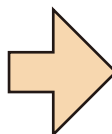
(1) 公園緑地の整備・保全の推進施策

公園緑地の整備・保全をはかるため、次の施策を重点的に推進します。

① 樹林地を保全・活用した公園の整備

市街地に残る樹林地の保全の観点と、公園が不足している地域における公園用地の確保の観点から、既存樹林地を取り込んで公園整備を行うことを検討します。

【市街地に残る樹林地の公園化の例】
(堂面第二公園)



既存樹林地と一体となった公園の整備を実施

②公園緑地の質を向上させるための施策

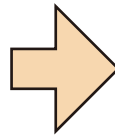
公園緑地を取り巻く社会的要請や、利用者ニーズへの対応をはかるためには、使う側の視点に立った整備や、公園緑地の質、魅力や価値を高めるための経営的視点に立った管理・運営（マネジメント）が必要となります。現状を活かしながらこれらを踏まえ、より実行力のある施策を展開します。

【公園緑地の整備・改修】

□施設のバリアフリー化

既設の公園は、2006年（平成18年）に施行された「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」への適合につとめ、誰もが安全・安心に利用できる公園に順次改修していきます。

【公園施設のバリアフリー化の例】（原谷公園）



階段を一部取り壊し、手すりとスロープを設置

□施設の長寿命化

公園緑地の施設を安全・安心に利用してもらうため、施設を定期的に点検・調査するとともに、主要な公園については「公園施設長寿命化計画*」を策定し、施設をより長く、安全に利用できるように、既存施設の有効活用をはかります。

□防災機能の強化

災害時の一時避難場所や災害拠点として活用できるように、利用目的に応じた防災施設の設置を強化します。

□防犯性の向上

公園緑地の整備・改修時には安全性の確保のため、「藤沢市防犯ガイドライン*」を踏まえて、周囲から死角をつくらないように施設を配置するとともに、見通しや照度を確保するように樹木の剪定を行うなど、防犯性の向上に配慮した整備・改修を行います。

□生きものの生息・生育環境の確保

希少な生きものが生息・生育する場所や、過度な利用により貴重な生態系が影響を受ける可能性がある区域については、立入制限を設けるなど、その保全方策を確立します。

□新エネルギーの活用

地球温暖化やヒートアイランド現象対策の一環として、公園内に太陽光や風力を活用した照明を導入するなど、新エネルギーを活用します。

【運営管理】

□公園緑地の特性や地域性に応じた運営管理を行うための仕組み（マネジメントプラン）の策定

公園緑地の魅力や価値はその資質や地域性によって異なります。これらを引き出し、向上させるには、地域の人たちがその魅力や価値を掘り起こし、運営管理について計画・実行できるような仕組みをつくる必要があります。そのビジョンを示すため、各公園緑地の未来像の明確化や管理運営の目的、基本方針や作業方針などを導くためのマネジメントプランを策定します。

□利用アンケートの実施

公園の維持管理の充実や利用者ニーズへの対応をはかるため、公園利用者に対して、アンケートを実施します。

□計画段階や公園のリニューアル段階でのワークショップの実施

地域との関わりが特に深い住区基幹公園については、地域に愛着ある公園づくりを行うため、計画段階から地元住民によるワークショップ形式の公園づくりにつとめます。



【新設公園計画時のワークショップの様子】

□公園愛護会活動の充実

公園緑地などの質の維持、向上のための愛護会活動の活性化や、地域ごとの特色ある公園づくりなどが実践できるような仕組みづくりを行います。また、愛護会活動の技術力向上のための人材を養成します。

□地域主権型への移行

緑地の保全や緑化の推進について、地域ごとに提案するまちづくりに即した公園緑地の運営管理がされるように、地域経営会議や市民センター・公民館、各種団体が連携して取り組むことができる仕組みを検討していきます。

③公園を有効活用した新たな魅力づくりと整備・管理費用の確保

各々の公園の魅力を高めるため、その魅力を活かした新たなサービスの提供を検討するとともに、公園を有効活用して、整備・管理費用を確保するための取り組みを検討します。

【施策例】

□特色ある飲食施設などの設置ブースの整備

公園の魅力向上を行うとともに、利用者の潜在的なニーズに応えるため、飲食施設などの設置ブースを整備し、その収益を維持管理費などに活用します。

④生物多様性保全のための施策展開

生物多様性の喪失は地球規模での環境問題ではありますが、生物多様性を保全するためには都市全体、もしくは広域的な連携での取り組みが必要不可欠であり、多様な生きものが生息・生育できる豊かな空間を都市の中でいかに保全、創出していくかが重要な課題となっています。

農地、森林、水路、ため池、雑木林、社寺林及び屋敷林などはそれぞれの環境に応じて適切な維持管理を行うことにより保全することが求められ、公園緑地をはじめ、道路、河川などの公共空間や工場、事業所、住宅地では、生きものの生息・生育環境の維持・向上にふさわしい空間の形成が求められています。

これらの課題を解決していくには、公有地（公共空間）、民有地を問わず、また、その規模の大小を問わず、点、線、面で成り立った多様な環境がネットワークを形成していくことが重要であり、市民、企業、行政などの全てが取り組まなければその効果は現れませんが、まずは行政が率先して取り組んでいく必要があります。

公園緑地だけではなく、市内全ての空間に関する総合的な指針として「生物多様性地域戦略」の策定を意識するなかで、生物多様性の保全の観点から、緑地の保全や緑化の推進をはかります。

【施策例】

□具体的な取り組みを展開するため、庁内で施設整備、都市整備、建築、環境及び景観などを扱う部署との連携を実施

【（参考）国の行動計画の体系からの施策の展開】

国の行動計画（主なもの）	本市における具体的施策の対応例
国土空間的施策	
広域連携施策	
生態系ネットワーク	藤沢市ビオトープネットワーク基本計画の推進
重要地域の保全	特別緑地保全地区の指定
自然再生	地域の多様な主体との連携
地域空間施策	
里地里山	里地里山環境の保全
都市	緑の基本計画における各種施策の実施
横断的・基盤的施策	
野生生物の保護と管理 情報整備	自然環境実態調査の継続
地球温暖化に対する取組	建物緑化などの都市緑化施策の推進

参考：「第三次生物多様性国家戦略」（環境省）

⑤自然環境実態調査の継続的な実施と活用

生物多様性の保全や、自然保護対策に役立てるため、また、環境学習に活用できる仕組みづくりに向けて、平成10年度から4ヶ年かけて行った「自然環境実態調査」を継続的に実施します。

⑥歴史的・文化的資源を中心とした民有地の保全施策の推進

市内に点在する良好な屋敷林や、昔からの佇まいを残す社寺林などを中心に、今後も民有地に残る緑地の良好な管理が継続されるように、土地所有者などを支援するための施策を展開します。

【施策例】

□保存樹林指定基準の柔軟な運用



【保存樹林の例】



【宮前御霊神社】



【公園愛護活動（イメージ図）】

(2) 都市緑化の推進施策

①クロマツの保護と育成

クロマツは湘南の風致景観を代表する樹木であり、市の木としても多くの市民に親しまれています。本市では病害虫による被害を防ぐため、薬剤の樹幹注入や、伐倒駆除を行い、クロマツの保全につとめています。しかし、これらの対策を講じていても樹木病害虫による被害は続いており、なおかつ宅地の細分化などにより既存のクロマツは減少しています。とりわけ昔からの別荘地としての面影が残る鵜沼地区などの南部地域で減少が目立つことから、主に風致地区内に焦点をあて、クロマツの保護と育成を中心とした新たな仕組みについて検討します。

【施策例】

□樹木病害虫の防除

現在マツに対して行っている病害虫防除効果のある薬剤の樹幹注入や伐倒駆除を、今後も継続して行い、マツの枯死などを防ぎます。

□「クロマツ保護・育成指針」の策定

クロマツの減少を防ぐため、居住者と行政が協議、検討する機会を設けることを目的とし、建築や緑の保全の一体的な施策を展開することにより、風致の保全に寄与する有効な指針をめざします。

対象地域は、より効力を発揮させるため、風致地区内、あるいは海岸部に近く、現在もクロマツが多くみられる国道1号藤沢バイパス以南など、地域に特化した指針とすることも視野に入れます。



【市街地に残るクロマツ】

②引地川、境川を対象とした緑の軸の強化

本市の緑の基幹軸としての重要性とその有効活用のため、川沿いの緑道整備、緑化の推進について、既存の制度などによって緑を担保し、景観のみならず、災害時の安全確保に資する整備を推進する施策を展開します。

【施策例】

□河川改修や橋りょう改修に合わせた公園緑地用地の確保

□災害時の避難路の確保などに資するため、緑化地域制度などの活用

③緑化の確実性をより高めるための緑化基準の再精査

2009年（平成21年）6月に改正した「藤沢市緑の保全及び緑化の推進

に関する条例」で罰則規定が盛り込まれたことにより、緑化についてはある一定の効果が期待できますが、対象敷地面積が基本的には500㎡以上(※)となっており、近年の宅地分譲などの動向から戸建て住宅に対する効果は限定的となっています。これらを踏まえ、緑化対象の拡大はもとより、既存樹木の保全に関する規定や、接道緑化について、緑化の確実性の向上のため、基準内容をさらに検討します。

(※) 500㎡以上の土地を分割して戸建て住宅を建設する場合は該当

商業地域・近隣商業地域内における一定要件を満たす建築物は500㎡未満でも該当

【施策例】

□条例に該当しない規模の宅地などについても緑化への協力や指導ができる制度の確立

□既存樹木の保全の義務化や算定割り増しの強化など、既存施策の強化



【接道緑化の例】

④市の木、市の花、市の鳥の普及と活用

市の木「クロマツ」の保護・育成に関する指針の制定や、市の花「フジ」の観光への活用、市の鳥「カワセミ」がいつまでもみられる環境づくりなど、市のシンボルとして制定したこれらの生きものについて市内外にアピールする施策を展開します。

【施策例】

□市の木「クロマツ」の保護、育成に関する指針の制定

クロマツは市の木として多くの市民に親しまれていますが、年々減少しており、その保護、育成が望まれています。

今後は、緑化樹として活用をはかるとともに、その大切さを広く市の内外へアピールしていきます。

「クロマツ保護・育成指針」を制定するなど、クロマツの保護、育成の制度を確立し、活用するとともに、市民の心に緑のシンボルとして印象づけます。



□市の花「フジ」の観光への活用

本市では、市内の多くの公園に藤棚を設置しており、開花期には多くの市民が訪れています。

市民活動団体と協働し、フジの保護、育成に取り組み、市民の愛着心を高める活動を引き続き行っていきます。

今後は、イベントの開催や開花情報などを通じて、



多くの観光客が藤沢に訪れるようにするとともに、フジを今後とも普及していくことで、市民や観光客に親しまれるようにします。

□市の鳥「カワセミ」がいつまでもみられる環境づくり

- ・カワセミは、美しい外見から「溪流の宝石」と呼ばれており、海岸、川、溪流や池などの水辺に生息し、公園の池など、都市部にも現れます。
- ・本市にはカワセミの生息地としての条件が整っている場所がありますが、これを守り続け、いつまでもカワセミをみられるようにしていかなければなりません。
- ・カワセミを環境指標として、市内各所でみられることを目標に、緑の保全を含め、市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな環境づくりをめざします。



⑤緑に関わる地域活動の拡大促進

地域の緑化は目の届く住民の方々の方で行うことが有効であり、近年地域緑化の取り組み事例が増えています。多くの公園などには「公園愛護会」があり、公園内の維持管理活動を展開しています。今後は、公園以外にも、緑地や街路樹などの地域活動へと視点を向け、地域景観の向上、緑化意識の向上、コミュニティの活性化及び地域防犯などにも役立つ組織の設立や活性化を促進します。

【施策例】

- 通学路の沿道花壇づくり
- コミュニティガーデンの確保とその活用
- 公園愛護会活動の活性化
- 学校出張講座など、普及啓発事業の強化
- 美化ネットふじさわ*の活動促進

【緑に関わる地域活動の例】



【植栽樹への花植え】



【緑地の下草刈り】

7-2 リーディングプロジェクト

本計画をより強力に推進するためには、優先的かつ重点的な事業を定め、その実施により事業全体を牽引していくことが重要です。本計画では、この牽引する事業を「リーディングプロジェクト」として選定し、実施します。

これにより、「緑地の保全」、「緑化の推進」、「都市公園の整備」の総合的な施策展開を可能とし、より効果的かつ効率的な都市の緑の保全・創出が実現できることとなります。選定にあたっては、上記3つの視点から、行政が主体として取り組める事業のなかから次のような視点で選定します。

- 特色ある自然、緑の保全にかかわる事業
→ (1) 三大谷戸の保全をめざした施策の展開
- コミュニティの形成や、地域の安全をまもるために率先して行う事業
→ (2) 身近な公園への未到達区域の解消
- 緑の減少を食い止め、郷土の緑をまもる事業
→ (3) 樹林地保全のための総合的施策の推進
- 新しい緑を創出し、都市の住環境を高める事業
→ (4) 低炭素まちづくりをめざした緑化推進

(1) 三大谷戸の保全をめざした施策の展開

【背景】

本市の自然的特性を表す谷戸の地形とその自然環境、谷戸全体を利用しながら育まれた自然と土地利用の調和などを伝えることが求められています。

特に川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷（谷戸）の3つの谷戸（三大谷戸）については、規模も大きく、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」において、保全型核エリアとして位置づけられています。

本市の「自然環境実態調査」において、貴重な生きものの生息が確認されており、その生息環境の保全として谷戸全体の保全が必要となっています。

【目標】

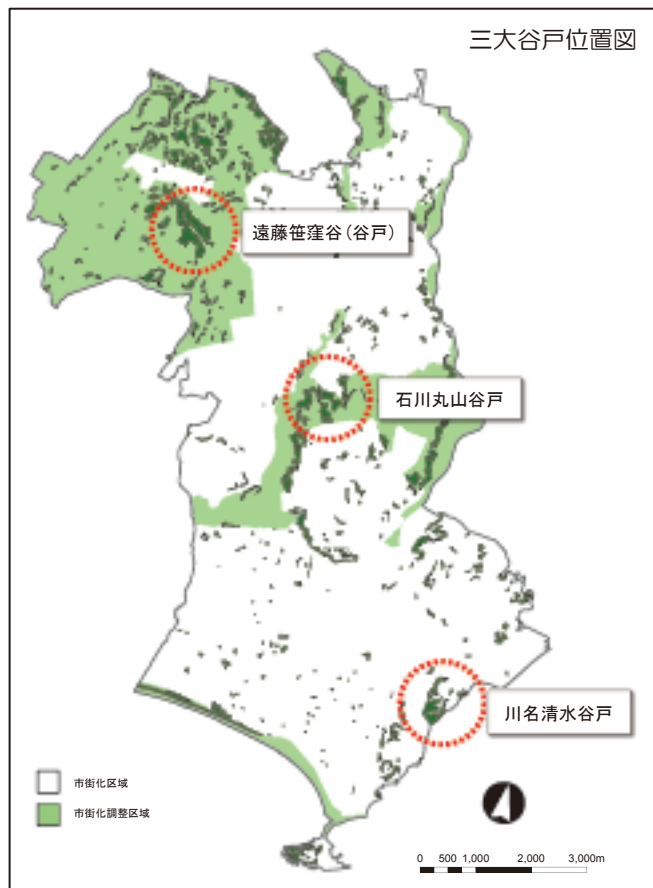
- ・川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷（谷戸）の3つの谷戸については、各谷戸の保全方針を踏まえ、緑地としての方向づけを明確にした上で、様々な制度を活用し、具体的な施策を展開していきます。

【考えられる主な施策】

- 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- 緑地保全地域（都市緑地法）
- 緑の保全地域（市条例）
- 保存樹林（市条例）
- 都市公園（都市公園法）
- 都市緑地（都市公園法）
- 憩いの森（憩いの森開設規程）
- 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」（県条例）
- みどり基金事業（市条例）
- 緑の広場（市要綱）

【遠藤笹窪谷（谷戸）の表記について】

遠藤笹窪の谷戸は、「谷」と書いて「やと」と呼ばれているため、本計画では、「遠藤笹窪谷（谷戸）」と記載しております。



【各谷戸の概要と方針】

■川名清水谷戸■

藤沢駅の南東約1.2kmに位置し、市街地から至近距離にある自然豊かな里地山空間が残る谷戸で、境川流域に含まれます。

本谷戸は、約17haある川名緑地の一部で、樹林や水田、湿地空間の組み合わせられた多様な環境が、多くの生きものに生息・生育空間を提供しています。

隣接する鎌倉市の緑地や都市計画道路横浜藤沢線の道路計画との整合をはかりつつ、保全を行う必要があります。

【保全の方針】

- ・都市計画道路横浜藤沢線の道路計画の整合をはかるとともに、鎌倉市との都市連携による手広緑地・川名緑地の一体的な緑地保全をめざし、特別緑地保全地区などの都市計画決定を行います。
- ・市民管理協定の締結など、民有緑地の維持管理につとめ、貴重な緑地の保全を推進します。



【川名清水谷戸】

■石川丸山谷戸■

善行駅の北西約1.5km、六会日大前駅の南西約1.5kmに位置し、引地川特別緑地保全地区と連担して一団の緑地を形成しています。

2つの谷戸が合流し、複雑な地形を形成しており、面積は約20haで、引地川流域に含まれます。

谷底部では湧水を起源とした小川が流れ、湿地を形成しています。

谷戸周辺の地域も含め、市民、土地所有者、行政が連携しながら里地里山の保全、活用ができるように施策を展開する必要があります。

【保全の方針】

- ・石川丸山地区の市有地を含めた区域については、土地所有者の理解を得ながら都市緑地として都市計画決定の手続きを進め、公有地化をはかります。
- ・石川色子地区などは、隣接する「引地川特別緑地保全地区」の拡大などを検討し、都市計画決定を進めます。
- ・里地里山協働事業などを市民団体と協働して行い、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく「里地里山保全等地域」の拡大をめざします。



【石川丸山谷戸】

■遠藤笹窪谷（谷戸）■

本市西北部地域に位置し、湿地などの中央低地部と、それらを囲むように広がる斜面林で構成されており、面積は約23.7haで、相模川流域に含まれます。

谷戸の源頭部などの湧水点は、小出川の水源となっています。

この区域は「健康の森」の一部として位置づけており、里地里山環境を保全しつつ、都市機能の適切な配置をはかるなど、自然環境の保全・再生・活用について検討する必要があります。

【保全の方針】

- ・高度医療施設の誘致など、都市機能の集積をはかる区域と、里地里山景観や貴重な生きものの生息空間である緑地環境など、保全を基調とすべき区域などの棲み分けをはかり、貴重な谷戸環境や緑地空間を保全しつつ、自然環境の保全・再生・活用などの計画を進めます。



【遠藤笹窪谷（谷戸）】

(2) 身近な公園への未到達区域の解消

【背景】

街区公園や近隣公園などは、地域コミュニティ形成の場や災害時の一時避難場所としての役割、高齢者や幼児が容易に利用できる潤いと安らぎの空間としての機能をもっています。

現在、市街化区域内において、居住地から半径250m（徒歩5分程度）以内に公園が配置されていない区域（未到達区域）があり、これを早急に解消する必要があります。

【目標】

- ・2030年（平成42年）までに、市街化区域内の身近な公園の未到達区域（図面中でオレンジ色の区域）の解消をめざします。

【方針】

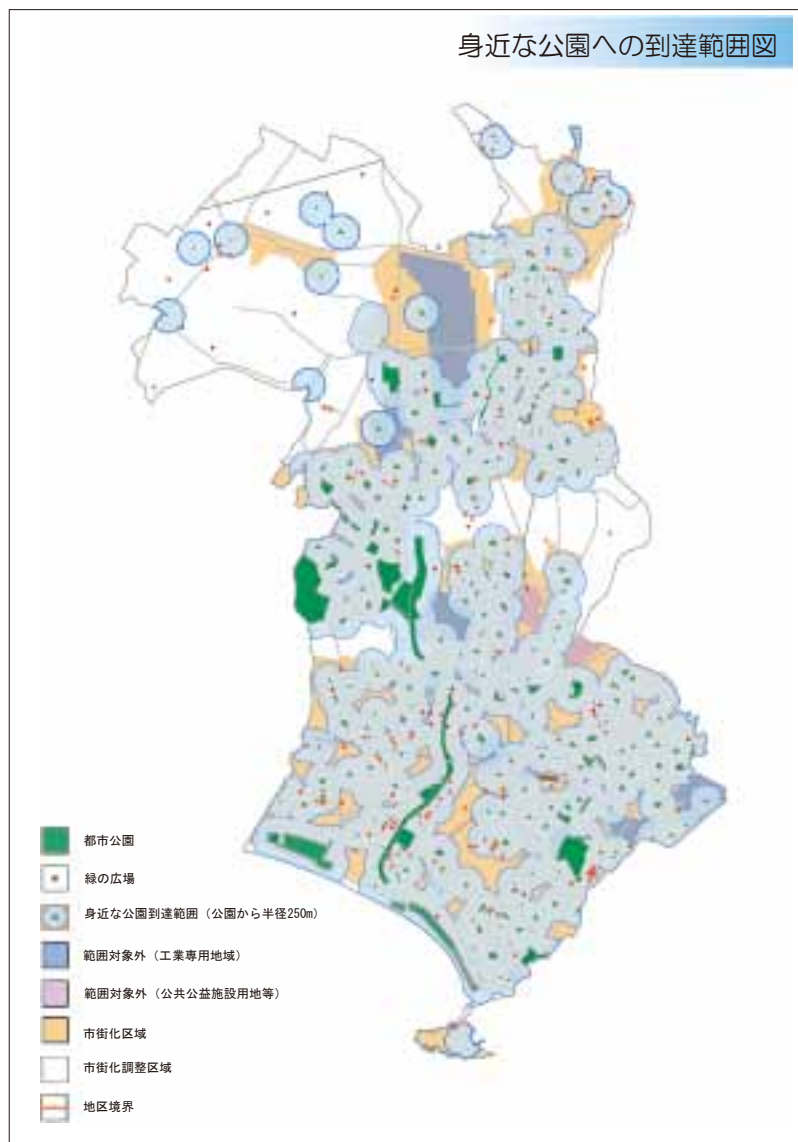
- ・都市計画公園の整備を推進します。
- ・緑の広場や借地公園制度*、立体都市公園制度*の活用を検討し、整備を推進します。



【菖蒲沢境第一公園】

【考えられる主な施策】

- 都市公園（都市公園法）
- 借地公園（都市公園法）
- 立体都市公園
（都市公園法）
- 緑の広場（緑の広場の確保に関する要綱）

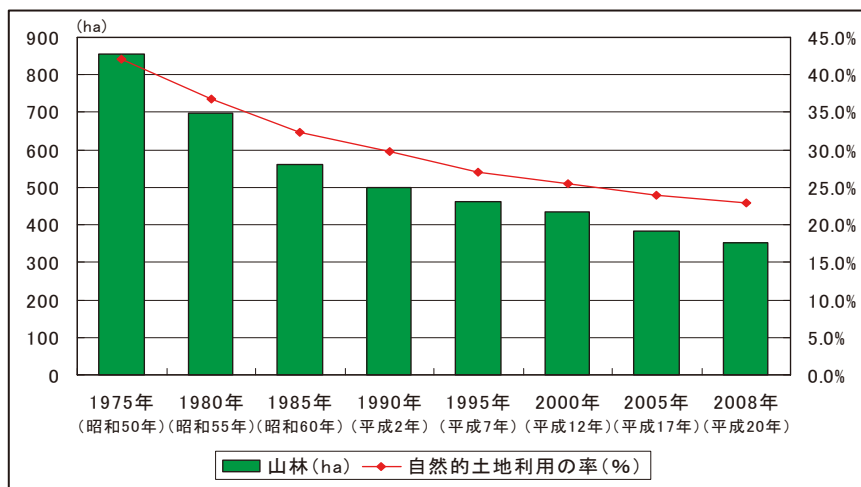


(3) 樹林地保全のための総合的施策の推進

【背景】

1975年（昭和50年）に約854haあった本市の山林面積は、2008年（平成20年）時点で354haとなり、60%近く減少しています。これは農地の同時期の減少率約40%を上回っており、貴重な樹林地が失われる前に、樹林地保全に関する施策を総合的に展開しなければなりません。

市条例の改正において、保存樹林の買取り申し出制度が新たに創設され、貴重な樹林地の保全が可能になりました。また、同じく条例改正において、「緑の保全地域」が新たに創設されました。



資料:「固定資産概要調書」(藤沢市資産税課)を基に作成
【1975年(昭和50年)からの山林面積の推移】

【目標】

- ・樹林地の保全、活用の樹林地評価手法を確立し、それに基づき、市内の主な樹林地について調査を実施します。
- ・持続性が担保される緑地（法や条例による指定）面積の拡大をめざすとともに、良好な緑地として維持管理がされるように施策を展開します。



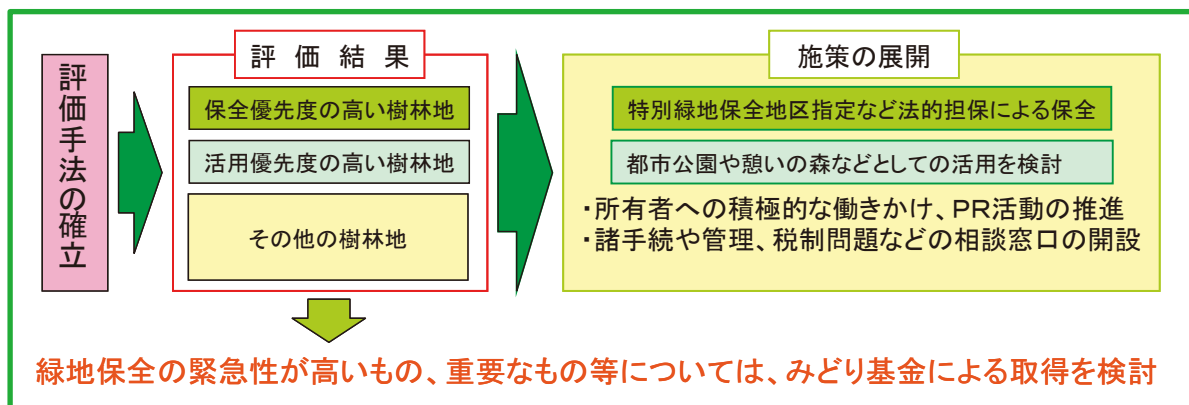
【市内各所にみられる斜面林】

【方針】

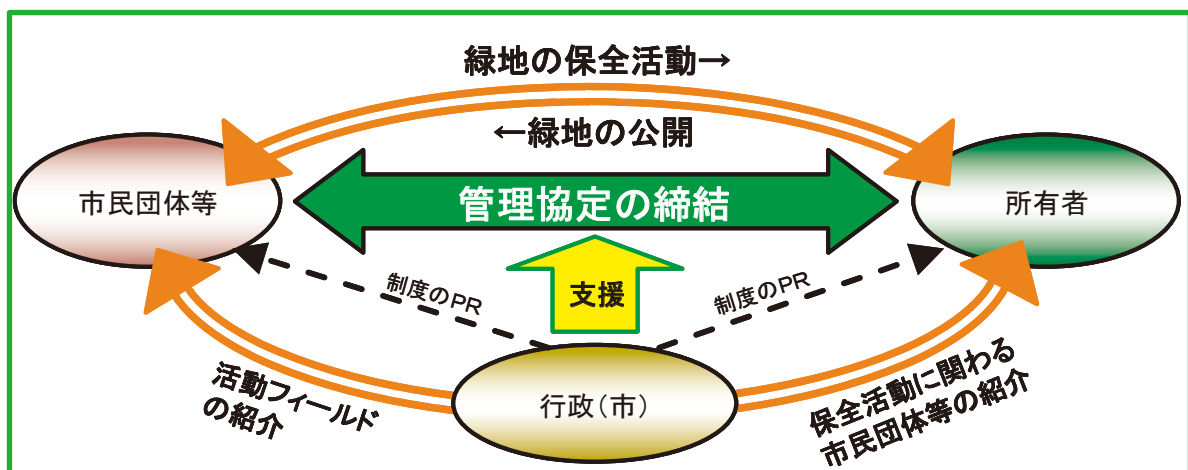
- ・樹林地の現況把握、評価の手法を早急に確立していきます。
- ・評価結果をもとに、保全優先度の高い樹林地であれば、持続性を担保するために法指定の検討を進めます。また、活用優先度の高い樹林地（立地条件、植生など）は、公園候補地や憩いの森の契約への働きかけを強めていきます。特に現在保存樹林に指定されている樹林や、地域森林計画対象民有林については重点的に保全、活用の方針を立案します。
- ・保存樹林や憩いの森の拡大を推進するため、所有者への積極的な働きかけ、PR活動の推進をはかります。

- ・ 諸手続や管理、税制問題などの相談窓口を開設します。
- ・ 緊急性の高いもの、保全上重要なものなどについては、みどり保全審議会に諮った上、みどり基金による取得を検討します。
- ・ 土地所有者が持続的に緑地として土地を保有することができるように、様々な制度の拡充・創出を国に働きかけます。
- ・ 条例に基づく市民管理協定制度を広くPRし、緑地の所有者と緑の保全に関する活動を行う市民団体などとの管理協定を促し、緑地の良好な維持管理がはかられるように支援します。
- ・ 緑地の所有者、緑の保全に関する活動を行う市民団体など、社会貢献活動を行う事業所や企業などが互いに協力し合い、良好な緑地の維持管理がはかられるような仕組みづくりにつとめます。
- ・ 樹林地を良好に保全するため、土地の所有者に対して、適切な維持管理が行われるように普及・啓発につとめます。

- 【考えられる主な施策】**
- 特別緑地保全地区（都市緑地法）
 - 緑地保全地域（都市緑地法）
 - 緑の保全地域（市条例）
 - 保存樹林（市条例）
 - 都市公園（都市公園法）
 - 憩いの森（憩いの森開設規程）



【樹林地の評価手法と活用の流れ】



【樹林地保全と管理協定の模式図】

(4) 低炭素まちづくりをめざした緑化推進

【背景】

大気中の二酸化炭素の量は年々増加し、このまま対策が講じられない場合は、気象の変化や海面の上昇、生態系の変化などが生じると予測されています。これらは二酸化炭素やメタンなどに代表される「温室効果ガス」が原因といわれています。樹木などの植物は、温室効果ガスの一つである二酸化炭素を吸収、固定する働きがあり、温室効果ガスの吸収源として、注目されています。

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなるヒートアイランド現象は、人工排熱の増加や建築物や舗装面の増大による地表面の人工化、自然的空間の減少などが原因といわれています。植物の生育活動による蒸散活動は周囲から熱を奪う機能があり、周囲の気温を下げる効果などがあります。建物の屋上や壁面などの特殊空間を緑化することで、土壌による断熱、植物からの蒸散、日射の遮蔽といった効果があり、省エネルギー効果も期待されています。

都市の緑による低炭素都市づくりへの主な役割とその展開

吸収源として大気中の二酸化炭素を低減する役割

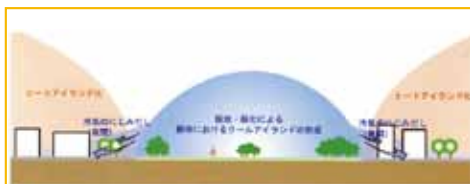
・樹木などの植物の活動による二酸化炭素の吸収・固定による効果

都市のヒートアイランド現象を緩和する役割

・緑地の適正な配置による熱の分散効果
・緑被による人工構造物などの蓄熱・排熱低減効果

展開

- ・吸収源としての質が高い緑地の保全
- ・吸収源として高い質を維持するための緑地の適正な維持管理
- ・緑化の推進による吸収源としての緑の増
- ・海からの冷涼な風を呼び込む「風の道」となる河川沿いの緑化
- ・クールアイランドやオアシス効果を形成する適正な公園緑地の配置



■クールアイランドとにじみ出し■

植物を中心とした公園緑地からは、植物の生育活動により活発に蒸散活動が行われています。また、水は蒸発するときに周囲から熱を奪います。これらの機能により、公園緑地は周囲より空気温度が低い「クールアイランド」を形成する効果があり、さらに、そこから周囲へと冷気がにじみ出していることが確認されています。

出典:「環境の世紀」における公園緑地の取り組み(国土交通省)



■オアシス効果の模式図■

緑地の外周部に位置する樹木は、高温で乾燥された空気にさらされるため、内部の樹木に比べて単位面積あたりの蒸発散量が大きくなります。この機能を都市にあてはめると、都市の中の小さな緑地は、ひとつのまとまった緑地に比べて単位面積あたりの蒸発散量が多くなり、結果として気温上昇に対して高い効果を得ることができます。

出典:「公園緑地と水循環」(国土交通省)

- ・人口舗装面の蓄熱を抑制するための緑陰をつくる高木の植栽
- ・建築物を被覆することによる表面温度の低減や、空調エネルギー負荷の低減による化石エネルギーの消費削減効果が期待できる壁面緑化や屋上緑化
- ・省エネルギー化のため、照明などへの自然エネルギーの利用

【目標】

- ・低炭素まちづくりをめざし、二酸化炭素の吸収源としての観点などからも緑地を保全し、良好な維持管理につとめるとともに、市街地の二酸化炭素の排出を抑制するため、緑化の推進施策を展開します。

【方針】

- ・既に行っている建物緑化の義務化や、屋上緑化、壁面緑化などの助成の充実をはかります。また、公共施設における建物緑化の推進や、各種PRを行い、さらなる普及・啓発をはかります。
- ・公園整備の際には太陽光や風力などの自然エネルギーを利用した照明を設置します。
- ・大規模な開発が行われる際には、緑の配置により、風の道*を確保するなど、熱の滞留を防ぐよう協議、指導をします。
- ・都市における緑の役割を認識し、各施策を推進し、低炭素まちづくりをめざします。

【考えられる主な施策】

- 建物緑化の義務化の強化（市条例）
- 屋上、壁面緑化、緑のカーテンへの助成（市条例）
- 照明への自然エネルギーの利用



【屋上緑化の例（日本大学）】



【緑のカーテンの例（市役所新館正面玄関前）】

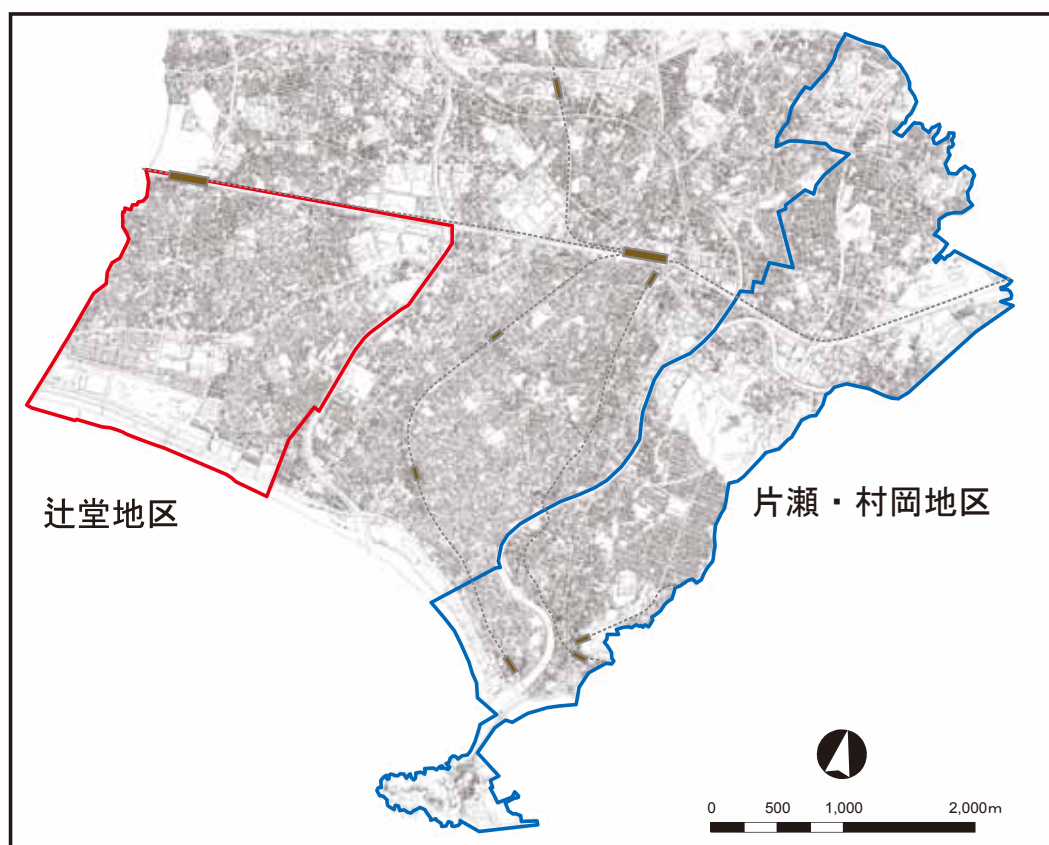
7-3 緑化重点地区

緑の保全と創出の意識を共有し、高めていくには、一定の地区をモデルとして選定し、そこで具体的な事業を実施することにより、実際に緑豊かなまちづくりが進んでいるのを目にすることが有効な方法です。

緑化重点地区は、緑が少ない住宅地や、都市の風致の維持が特に重要な地区などについて定め、重点的に緑化を推進する地区です。

当初計画では、風致の維持と同時に、緑地と道路の共生が必要な地区として「片瀬・村岡地区」を、市街化が進み、公園緑地の整備が急がれる「辻堂地区」の2地区を緑化重点地区としました。

当初計画から現在までの10年間で、市民からの寄附やみどり基金による取得などにより、4.5haの緑地を保全するとともに、9公園、1.7haの公園整備を行いました。しかし、今後も貴重な緑地の保全や、都市公園の確保などが必要なことから、この2地区の指定を継続して、事業を推進していきます。



【緑化重点地区】

(1) 片瀬・村岡地区

【現況及び課題】

片瀬地区は、江の島周辺に歴史ある社寺があり、多くの観光客が訪れる地区で、斜面林も多く緑の多い印象を受けますが、市街地は人口が密集し、1人当たりの都市公園面積は少なく、住宅地や駅前などでは緑が少ない地区となっています。また、広域避難場所に指定されている片瀬山公園は未供用区域があるため、整備を促進する必要があります。

北側の村岡地区は区画整理事業などにより、公園は比較的多く整備されていますが、社寺林や斜面林の保全が必要です。また、市街地には豊かな自然環境が残されている川名緑地があり、その保全のありかたについて施策の展開が求められています。

J R東海道線の沿線では、新たな本市の都市拠点として、(仮称)村岡新駅の設置とその周辺整備の検討が進められています。

【整備・保全の方針】

- ・片瀬山公園の未供用区域の整備を推進し、安全な広域避難場所を確保するとともに、風致公園として片瀬地区の風致が感じられる公園とします。
- ・公園が不足している地域では、未供用の都市公園の整備や、借地公園、立体都市公園制度の導入をはかるなど、公園の確保につとめます。
- ・「藤沢市景観計画」における特別景観形成地区の整備計画と連携し、趣ある佇まいを感じさせる景観の形成をはかります。
- ・片瀬山に残る斜面林は地区のランドマークとなっており、永続性を担保するための法指定などによる保全施策を講じていきます。
- ・歴史ある社寺の緑は、保存樹林制度などの手法を活用して、積極的な保全につとめます。
- ・川名清水谷戸は、鎌倉市との都市連携により、手広緑地・川名緑地との一体的な保全をめざすとともに、多くの市民の手で守っていける仕組みや、施策を展開していきます。
- ・(仮称)村岡新駅周辺の整備では、緑豊かな周辺環境と調和した都市空間の形成につとめます。

(2) 辻堂地区

【現況及び課題】

駅周辺を中心に、人口集積度の高まり、宅地の細分化とともに、かつて多くみられたクロマツなどの屋敷林は次第に減少しており、その保全が求められています。

海岸部に近い恵まれた環境をより魅力的なものに変え、さらに防災に強い地区を形成するため、道路緑化、住宅地の緑化、商業施設の緑化などを進める必要があります。

地区内には未整備の都市計画公園が多く存在します。

【整備・保全の方針】

- ・ 広域避難場所に指定されている湘南工科大学及び周辺小中学校の緑化の強化をはかり、地区の安全向上につとめます。
- ・ 身近な公園への未到達区域の解消をはかるため、公園整備を優先的に進めます。
- ・ 風致地区内のクロマツの保全をはかるため、クロマツを保存・育成する仕組みづくりを検討します。
- ・ 道路の緑化、住宅地の緑化、商業施設の緑化を促進し、美しい街並みの形成と、災害時の安全性の確保につとめます。
- ・ 海岸部、辻堂海浜公園周辺の道路緑化を充実し、海辺を感じさせる環境を形成していきます。

7-4 みどり基金の適正な運用

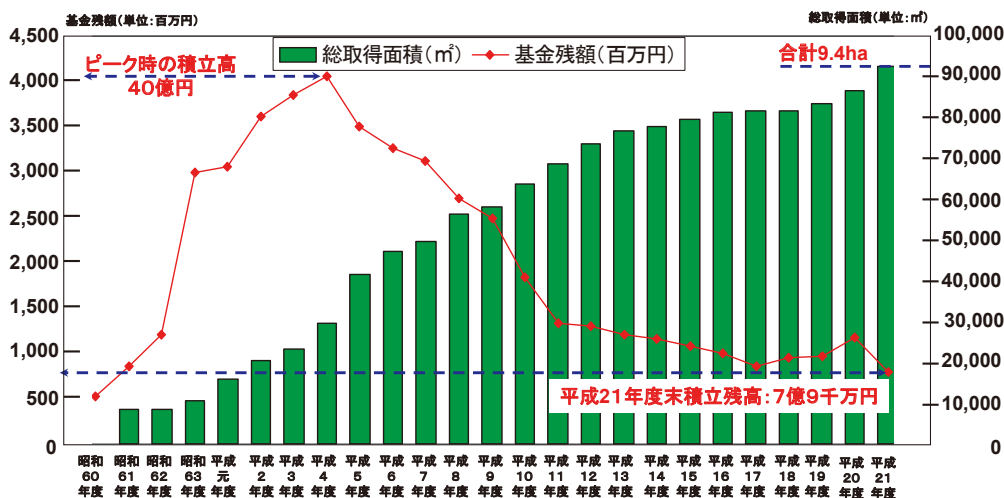
「藤沢市みどり基金」は、設立から20年以上が経過し、緑地取得など本市の緑地保全、緑の普及啓発などに大きく貢献してきました。しかし、緑地取得のための基金の取り崩しと積立基金の確保には、大きなへだたりがあり、制度の運営で大きな課題となっています。

今後基金を適正に運営するためには、新たな財源の確保、従来の財源の拡大、運用方針の明確化など、見直しをはかる必要があります。

(1) 基金の現状

本基金は、昭和60年度から、市民や企業からの寄附金や市の一般財源を中心に積立を行い、さらに、平成12年度からは「藤沢市開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導要綱(※)」に基づき、事業者の理解を得て中高層建築物の事業者からみどり基金へ寄附金の協力をいただくとともに、平成19年度からはごみ処理有料化に係る手数料収入相当額を一般財源から積み立てるなど、いろいろな形で基金を積み立てています。しかし、平成4年度には基金残高が40億円に達したものの、緑地の取得や普及啓発事業に基金の取り崩しが続き、平成21年度末の積立残高は約7億9千万円となっています。

(※) 2008年(平成20年)に廃止



【藤沢市みどり基金による取得面積の累計と基金積立残額】

(2) 今後の運用方針

本基金の現状を踏まえ、今後も基金の趣旨に沿った運用がはかれるように、様々な角度から基金のあり方について検討を行う必要があります。

【取り組むべき施策】

□取得すべき緑地の重点化と他事業との連携

基金を活用して緑地を取得する際には、その有効性と効果を検証し、みどり保全審議会に諮るなど、適正な運用を行います。

□積み立て財源の裾野の積極的な拡大

既設の公園緑地の有効な活用手法を検討し、基金確保の方策を実践し、積み立て額の確保につとめます。

□市民などによるみどり基金への寄附機会の増大

みどり基金取得地などを教育やイベントの場として活用し、広くその意義をPRします。



【みどり基金パンフレット】